

(様式 1-3②)

飯舘村復興交付金事業計画 復興交付金事業等（福島県交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2②に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	被災地域農業復興総合支援事業基幹事業	
事業番号	C-4-1	事業実施主体	飯舘村	
交付期間	平成 24 年度	総交付対象事業費	138,028（千円）	
事業概要				
(1) 事業の概要 福島第一原子力発電所事故による放射能汚染とその後の計画的避難の継続により、震災から 1 年を経過する現在、村の農業そのものが全滅の危機に瀕している。 飯舘村の農業復興のためには、その第一歩として、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図り、帰村可能となった際には、速やかに営農展開ができる基盤を保つことが必要不可欠である。 よって、本村の主要産業である農業の中でも、年間売上総額で 4 億円を超す高い市場評価を得ていた高品質なリンドウ、トルコギキョウ、キュウリ、インゲン等を対象として、行政主導による農業復興・再開プロジェクトを始動し、以って、意欲ある農業者による農業技術の継承を図り、あわせて「までいブランド」の維持と生産技術・技能のさらなる発展を目指すことにより、史上他に類を見ない「放射能汚染避難区域のモデル的農業復興」を果たすことを目的とする。				
(2) 事業量 園芸用パイプハウス等 21 棟及び付帯施設一式 花卉苗移植機 1 台、花卉選別機 1 台、管理機 2 台				
(3) 復興計画への位置づけ 「いいたて までいな復興計画（第 1 版）」P. 24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」参照 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
飯舘村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から 1 年を経過する現在においても、居住も営農活動も一切できない状況にあり、飯舘村の農業そのものが存続の危機に瀕している。 これ以上の営農休止は、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までも失うことになることは明白である。 農業は村の基幹産業であり、村の復興のためには、農業の復興が不可欠であることから、これまで村民に寄り添って農業の振興を図ってきた飯舘村が事業主体となって、飯舘村の農業復興の第一歩として、避難先での営農再開を支援するものである。				
関連する災害復旧事業の概要				
飯舘村は、計画的避難区域に設定されているため、平成 24 年度から国直轄により除染事業が実施される。なお、飯舘村が平成 23 年 9 月 28 日に策定し国に要請を兼ねて提出した「飯舘村除染計画書」においては、宅地の除染は 2 年、農地の除染は 5 年、山林の除染は 20 年を目途に事業を進め、農地の土壌中放射性セシウム濃度は 1,000Bq/kg 以下を目指す、としている。				

(様式 1-3②)

飯舘村復興交付金事業計画 復興交付金事業等（福島県交付分）個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2②に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	いいたて までのいな農業復興計画効果促進事業	
事業番号	◆C-4-1-1		事業実施主体	飯舘村
交付期間	平成 24 年度		総交付対象事業費	1,155（千円）
事業概要				
(1) 事業の概要 効果促進事業では、消費者目線にたって、生産された農作物の放射能濃度の測定をするための機器や技術者を配置した独立検査機関の設置を図るものとする。また、除染による飯舘村での営農再開に向けて、残存汚染による倦厭を回避するために、花卉の特産化、施設園芸の拡大、バイオエネルギー作物などの栽培を展開するための生産技術指導、販売支援を目的とした生産販売支援組織を設置し、あわせて販売促進活動を実施するものとする。 なお、公式な食品放射能測定は県が実施して来たが、消費者の要求する検査頻度を実現できていないのが現実であり、極め細やかな測定と公表こそが、消費者に「安心」を与え、以って風評被害を解決する手段となることから、村レベルでの検査機関の設置を図るものである。 平成 24 年度 放射能検査用施設の整備 平成 25 年度 農作物のトレーサビリティシステムの導入実証事業 平成 26 年度 放射能検査機関の設置、農作物のトレーサビリティシステムの運用実証事業 平成 27 年度 生産販売支援組織の設置・PR・販売促進活動、システムの運用実証事業 (2) 復興計画への位置づけ 当該事業については、「いいたて までのいな復興計画（第 1 版）」の P. 24～P. 25 基本方針⑤「までのいブランドを再生する」に位置づけている。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
飯舘村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から 1 年を経過する現在においても、居住も営農活動も一切できない状況にあり、飯舘村の農業そのものが存続の危機に瀕している。 これ以上の営農休止は、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までのいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までも失うことになることは明白である。 農業は村の基幹産業であり、村の復興のためには、農業の復興が不可欠であることから、これまで村民に寄り添って農業の振興を図ってきた飯舘村が事業主体となって、飯舘村の農業復興の第一歩として、避難先での営農再開を支援するものである。				
関連する災害復旧事業の概要				
飯舘村は、計画的避難区域に設定されているため、平成 24 年度から国直轄により除染事業が実施される。なお、飯舘村が平成 23 年 9 月 28 日に策定し国に要請を兼ねて提出した「飯舘村除染計画書」においては、宅地の除染は 2 年、農地の除染は 5 年、山林の除染は 20 年を目途に事業を進め、農地の土壌中放射性セシウム濃度は 1,000Bq/kg 以下を目指す、としている。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-4-1
事業名	いいたて までいな農業復興計画基幹事業
直接交付先	福島県
基幹事業との関連性	
基幹事業では、飯舘村の農業復興の第一歩として避難先での営農再開を図る。 当該効果促進事業では、帰村前の営農・販売支援として、放射能検査機関を設置する。 また、帰村時は、消費者の目線に立って、残存汚染濃度マップの作成による営農再開可能区域の設定や、バイオエネルギー生産も視野に入れた生産販売支援組織を設置し、安全な生産物と安心を消費者に提供することを目的とする。	